

旭川風連会会則

- 第一条 本会の名称は旭川風連会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第二条 本会は風連町出身者で現在旭川市及び近郊に在住している者を対象として組織する。
- 第三条 本会は会員相互の親睦並びに福利厚生を目的とする。
- 第四条 本会は下記の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 事 務 局 長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 監 査 | 2名 |
| 幹 事 | 若干名 |
- 第五条 本会に顧問、参与を置くことができる。
- 第六条 各役員は総会により決定し、任期は2年とし再選を妨げない。但し幹事は会長から委嘱する。
- 第七条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故があるときは副会長がこれを代行する。
- 第八条 本会の地区割り役員会は別途決定する。
- 第九条 本会は毎年1回定期総会を開き、会長がこれを召集する。但し、会長が必要と認めた場合又は会員が3分の1以上の同意があった場合臨時総会を召集する。
- 第十条 総会の決議は出席会員の過半数で決する。
- 第十一条 役員会は必要に応じ、会長が召集し会の運営に必要な事項を決議する。
- 第十二条 本会の会計年度は1月1日より12月末日迄とし、会費はその都度定める。
- 第十三条 本会会員(本人のみ)が死亡した場合は弔電、弔慰金を贈り弔意を表す。
- 第十四条 付 則
1. 本会則の改正又は本会の解散は総会に付さなければならない。
 2. 本会則に明記されていない緊急事項については、その都度役員協議で決定することができる。
 3. 本会則は平成19年2月4日一部改正し施行する。